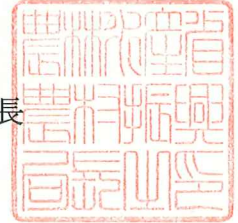


21農振第1420号

平成21年11月2日

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会長 殿

農林水産省農村振興局長



会計検査院の処置要求に対応した農地・水・環境保全向上対策実施  
要領の一部改正について

農地・水・環境保全向上対策（以下「本対策」という。）については、平成21年10月9日付け21検第653号をもって会計検査院長から農林水産大臣あて、本対策において積み立てられた資金等の有効活用について処置要求があったところであり、この中で、予算執行の透明性が一層強く求められている状況等にかんがみ、活動組織に繰越額の使途を明確化させるなどしてその透明性を十分確保するよう改善の処置を要求されたところである。

については、活動組織から地域協議会に繰越額の使用予定の報告が行われるよう、農地・水・環境保全向上対策実施要領（平成19年3月30日18農振第1778号農林水産省生産局長及び農村振興局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、管内の活動組織に対して周知徹底を図られたい。